

船舶事故調査報告書

令和3年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月19日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市伊奈埼北方沖 上 ^{かみあがた} 県灯台から真方位011° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 35.9′ 東経129° 17.8′）
事故の概要	漁船第五新生丸及び漁船福進丸は、共に操業中、両船が衝突した。 第五新生丸は、船長が死亡し、左舷船首部外板に擦過傷等を生じ、 また、福進丸は、右舷中央部外板に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和元年9月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五新生丸、4.8トン NS3-87035（漁船登録番号）、個人所有 11.81m（Lr）×2.71m×0.84m、FRP ディーゼル機関、324kW、昭和61年1月29日 第290-29859号（船舶検査済票の番号） B 漁船 福進丸、4.2トン NS3-800628（漁船登録番号）、個人所有 12.00m（Lr）×3.04m×0.91m、FRP ディーゼル機関、213kW、昭和53年3月30日 第290-63887号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月18日 免許証交付日 平成27年10月19日 （令和3年2月6日まで有効） B 船長B 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成28年10月19日 （令和4年3月19日まで有効）

死傷者等	A 死亡 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷、左舷側竿受け部脱落、レーダースキャナ破損 B 右舷中央部外板に擦過傷、右舷側竿折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南南東流約1.5ノット（kn）
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和元年9月19日05時05分ごろ、一本釣り漁を行う目的で伊奈埼北方沖の漁場に向けて対馬市鹿見港を出港した。</p> <p>A船の漁法は、約10mの竿を両舷船体中央部やや後方から船横方向に出し、同竿の先端及び中央部舷側並びに船尾端から糸を延ばし、約5～6knの対水速力で航行しながら糸に付けた疑似餌でかつお及びまぐろ等を漁獲する一本釣り漁業であった。</p> <p>A船の僚船（以下「僚船A₁」という。）の船長は、伊奈埼西方沖で操業中、伊奈埼北方で僚船数隻が操業をしているのを認め、06時20分ごろ魚が釣れていることを知らせている船長Aの無線を聞いたので、A船がその数隻の中で操業を行っていると思った。</p> <p>A船の別の僚船（以下「僚船A₂」という。）の船長は、A船の北方約0.2Mで操業していたところ、大きく旋回しながら漁を行っているA船に、B船が近づいて接触しているように見えたので船長Aに無線でその時の状況を聞いたが、応答がなかったため船長Aが何かの作業中だと思い、ときどき注視していた。</p> <p>僚船A₂は、A船がB船と離れたあとしばらくして小さな旋回を始め不規則な動きをし、別の僚船がA船に無線で呼びかけたものの応答がなかったため、旋回中のA船を追走して横着けし、甲板員が移乗したところ、後部甲板で頭部が船首方に向けて仰向けに倒れていた船長Aを発見した。</p> <p>船長Aは、本事故発生を知らせる無線を聞いて来援した僚船A₁により運ばれて07時30分ごろ鹿見港に到着後、救急車により搬送された病院で死亡が確認された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、19日05時10分ごろ、伊奈埼北方沖の漁場に向けて対馬市仁田港を出港した。</p> <p>B船は、05時30分ごろ、伊奈埼西方沖を約4knの対地速力で北北東進し、A船と同様の漁法で操業を始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船首方にA船を認めて右舷船尾方に向かって見えたので、このままA船の右舷方をすれ違おうだろうと思い、後部甲板で右舷船尾方を向き、A船から目を離して掛かった魚を手繰り寄せ始めるとともに、この付近で操業を続けようとしてリモコン操作により左舵を取った。（写真1参照）</p>



写真1 船長Bが掛かった魚を手繰り寄せる姿勢

B船は、左転を一時止めて西北西進し、再び左転を始めて船長Bが魚を手繰り寄せていたところ、右舷船首方から右転しながら接近するA船を認め、衝突を避けようとしてリモコン操作により機関を後進運転としたが、06時30分ごろB船の前進が止まり、A船の左舷舷側とB船の右舷舷側とが接舷するように衝突した。

船長Bは、A船が離れた後、停船して話しをするなどの様子が見られないので、B船の漁具が損傷したので帰港することをA船に知らせようと知り合いの船長に船長Aの携帯電話に連絡するように依頼し、その場に留まった。

B船は、船長Aが僚船A₁に移された後、僚船A₂の甲板員が操船するA船と共に鹿見港に入港した。

(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図、付図3 事故発生経過概略図(拡大)、写真2 A船のGPSプロッターに残された航跡(日本測地系)、写真3 B船のGPSプロッターに残された航跡(世界測地系)、写真4 A船、写真5 B船参照)

その他の事項

船長Aは、同日、対馬市所在の病院において死体検案が行われ、AI (Autopsy Imaging: 死亡時画像病理診断) で詳細検査が実施された結果、内因性くも膜下出血により死亡と検案されたが、発症から死亡までの期間は不詳であり、本事故の衝撃等の外因による発症ではないものの、本事故との因果関係は不明であった。

船長Aは、本事故前、健康状態に異常は認められなかったが、本事故後、額及び左側頭部に出血または内出血の痕が見られた。

船長Bは、A船と衝突する直前にA船の後部甲板を見たとき、船長Aが、操舵室の後方の床に座った姿勢で左舷方に顔を向け、B船方を見ているように見えた。

A船は、本事故後に僚船A₂の乗組員が移乗したとき、操舵リモコ

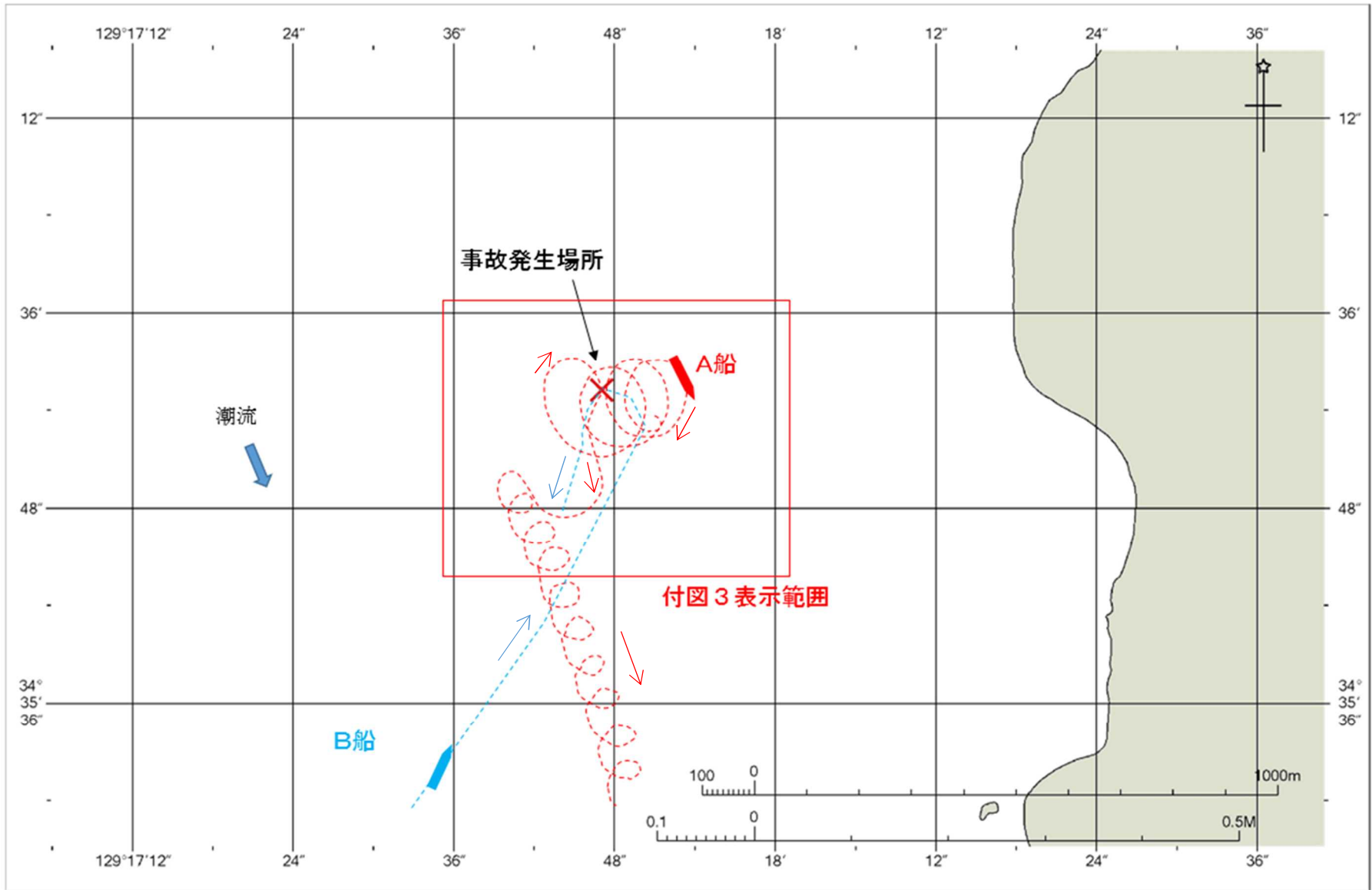
	<p>ンが舵角一杯のうち約3分の1左舵を取った状態となっており、海中に入った糸に魚が掛かった状態であった。</p> <p>A船及びB船のGPSプロッターの航跡によれば、A船が約200mの巡回径で右旋回しながら西方に移動して3回半旋回して南東進時にB船と重なり、B船が北北東進から2度左転して西北西進時にA船と重なり、共に急に進路変更して同航となり、南南西進していた。</p> <p>一本釣り漁では、魚群を発見した際、魚群を中心として船を巡回させながら漁を行うのが一般的な方法であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、伊奈埼北方沖において操業中、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、約200mの巡回径で右旋回しながら西方に移動し、3回半右旋回して南南東進中、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、本事故後に僚船A₂の乗組員が移乗したとき、海中に入った糸に魚が掛かった状態であったことから、本事故時には操業中であったと考えられる。</p> <p>船長Aは、死亡した。</p> <p>船長Aの死因は、AI (Autopsy Imaging:死亡時画像病理診断) で詳細検査が実施された結果、内因性くも膜下出血であったと検案されたが、発症から死亡までの時間は特定に至らず、本事故の衝撃等の外因による発症ではないものの内因性くも膜下出血の発症と本事故との関係性を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、伊奈埼北方沖において操業しながら北北東進中、船長Bが、右舷船首方に南進しているA船を認めた際、A船の右舷方を通過できると思い、B船の後部甲板で右舷船尾方を向いて魚を手繰り寄せる作業に集中しながら左転したことから、B船の船首方を、右舷方から左舷方へ通過後、再び時計回りしながら右舷船首方から接近してくるA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伊奈埼北方沖において、A船が操業しながら右旋回中、B船が操業しながら北北東進中、船長Bが、右舷船首方にA船を認めた際、A船の右舷方を通過できると思い、B船の後部甲板で右舷船尾方を向いて魚を手繰り寄せる作業に集中しながら左転したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船を視認し、相互に接近して近距離で航過する体勢の場合は、

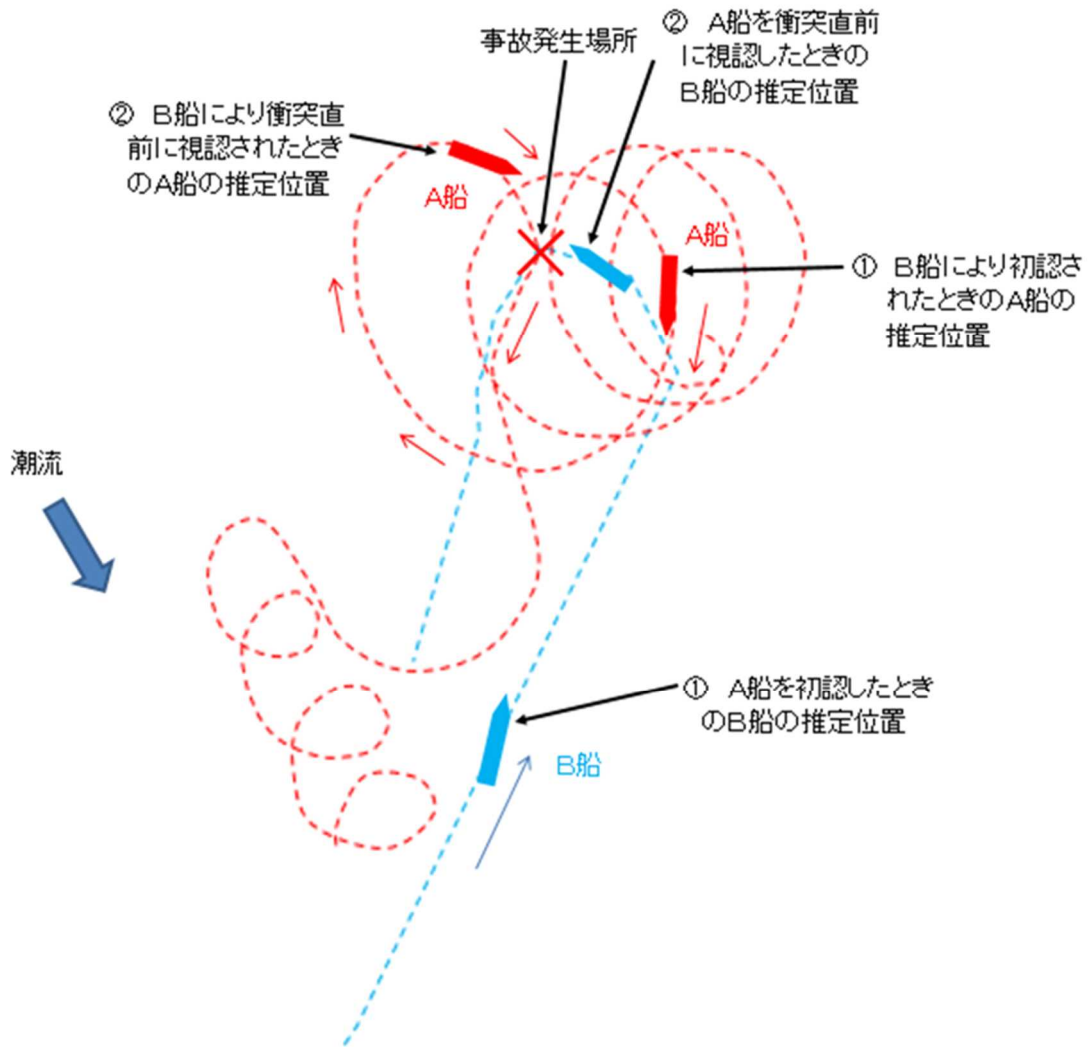
	<p>そのままの体勢で通過するなど思わずに十分に遠ざかるまで、動静に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 後方を向いて操業する場合であっても、周囲の見張りを適切に行い、他船の動静に注意すること。・ 船長は、事故発生後、速やかに相手の船の状況を確認して救援の措置を行うとともに、海上保安庁に通報すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図





付図3 事故発生経過概略図（拡大）



写真2 A船のGPSプロッターに残された航跡（日本測地系）

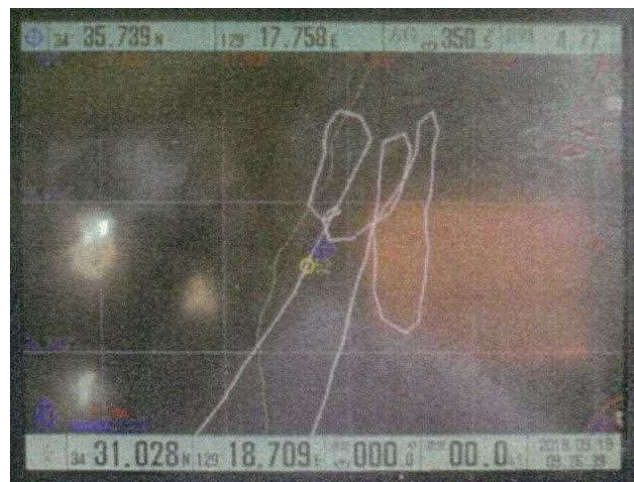


写真3 B船のGPSプロッターに残された航跡（世界測地系）



写真4 A船



写真5 B船